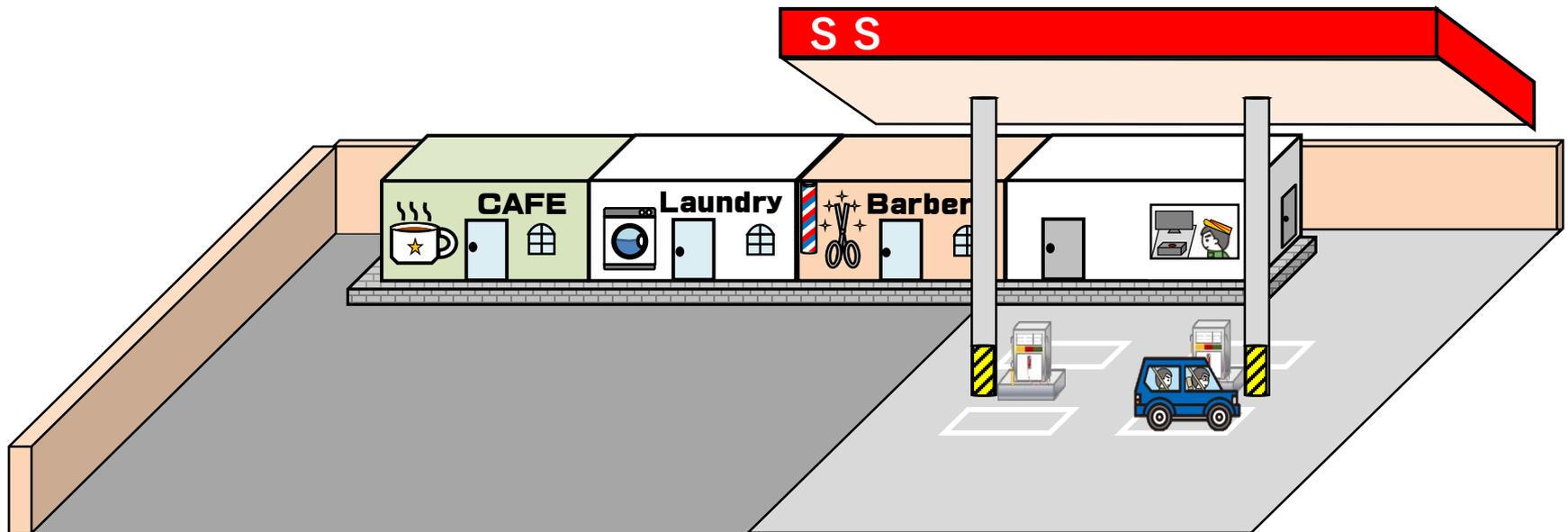


給油取扱所に設けることができる 建築物の用途の範囲の整理

消防庁危険物保安室

【検討目的】

給油取扱所には、給油等のために給油取扱所に入出入りする者を対象とした店舗、飲食店または展示場が設置できるとされており、美容室・理容室、コインランドリー、喫茶店等を例示してきたところであるが、昨今の更なる業務の多様化に伴い具体的な実例・ニーズが増えてきたことを鑑み、給油取扱所の特性や建築物の構造等を考慮した上で許容される建築物の範囲や安全対策を整理し、安全上問題がなければ建築物の用途を幅広く認めるべきではないか。



<給油取扱所に設ける建築物のイメージ>

第1回検討会における委員からのご意見

	委員からのご意見	検討の方向性
1	<p>給油取扱所の建物の用途や面積について検討しようとしているが屋内給油取扱所との境界線が曖昧になっていくおそれはないのか。定義上きっちりと分けられるのか。給油取扱所の建築物について300㎡の面積制限の基準も見直すのか。</p>	<p>屋外給油取扱所に建築物の面積が300㎡を超えるものをつくる場合の安全対策を新たに検討することとしたい。</p>
2	<p>ショッピングセンターの一部に大型の給油取扱所を設けることが可能になれば、災害時の危険性が大きくなるのではないかと。</p> <p>また、小規模な給油取扱所が影響を受け営業できなくなることが予想されるが、災害時の燃料供給にも影響が出ることが危惧されるのではないかと。</p>	<p>現状でも駐車場の一角に給油取扱所を設けているショッピングセンターがあり、影響は少ないと考えられる。</p>
3	<p>様々な用途を認め、従業員がいろいろな業務をできるようになると、従業員の負担が増え、給油許可業務が疎かになる等のトラブルが発生する危険性があるのではないかと。昨今、IoTがいろいろと導入されてきているが、例えばモバイルの何かを持ってカメラを操作できるというようなことができないかと。</p>	<p>給油取扱所の安全管理がおろそかにならないよう予防規程の中に留意事項を記載する必要はある。</p> <p>なお、現在セルフの給油取扱所でAI等を活用した給油監視業務支援について検討しているところである。</p>
4	<p>旅館やカラオケボックスの事故が多いが、2方向に避難できるのかということはポイントのひとつである。もちろん給油取扱所は防火塀で囲まれているわけであるが、何かそういう手だてがないのかなと思う。</p>	<p>300㎡以下の小規模な建築物であることから、早期に火災に気がつくことにより避難が可能であると考えられる。</p>
5	<p>屋内給油取扱所の基準を参考に検討するということであるが、給油取扱所の加害性に対する安全対策の考え方等、その辺りの整理をしておいたほうがよい。</p>	<p>避難通路の確保等については従来の思想をそのまま踏襲するつもりである。</p>

第1回検討会を踏まえた課題の整理（建築物の用途）

第1回検討会において、建築物の用途毎の安全性について1～3のとおり整理を行った。

1 自力避難困難者が多数利用する用途への対応

自力避難困難者が多数利用する用途については、病院、診療所、老人ホーム、障害者支援施設、保育所、幼稚園、特別支援学校等（消防法施行令別表第一(6)項に掲げる防火対象物の用途）が該当する。

➡ これらの用途については、引き続き**設置を認めないこととする**

2 特性により早期の避難が困難となる用途への対応

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ①不特定多数の者の就寝を伴う用途 | (5)項イ 旅館、ホテル等) |
| ②火災に気づきにくく避難誘導も困難な用途 | (2)項ニ カラオケボックス等) |
| ③密室構造を多く取り入れている用途 | (9)項イ 蒸気浴場、熱気浴場等 ※) |

※(13)項ロ（飛行機又は回転翼航空機の格納庫）、(17)項（文化財関係）

➡ これらの用途の建築物を設ける場合には、利用者に早期に火災を知らせるための**自動火災報知設備を設置し、逃げ遅れを防ぐための対策を講じる**。その際、一般の防火対象物の設置基準を参考としてはどうか

3 多数の避難者が発生し、避難に支障が生じる場合への対応

消防法や条例に基づく収容人員や避難上必要な施設の管理について、**予防規程に記載する**

給油取扱所に設ける建築物の用途については、上述のとおり用途毎に安全対策を講ずることで幅広く認められる旨を法令上明確に示す。

第1回検討会を踏まえ、屋外給油取扱所に給油取扱所の用に供さない建築物を設置する場合の考え方を整理する

(検討すべき課題)

- 1 給油取扱所に建築物を設ける場合の区分の整理
- 2 給油取扱所に給油取扱所の用に供さない建築物を設ける場合の具体例

1 給油取扱所に建築物を設ける場合の区分の整理

現 状

給油取扱所に設けることができる建築物のうち、規則第25条の4第1項第1号の2から第3号までの用途に供する床又は壁で区画された部分（給油取扱所の係員のみが出入りするものを除く。）の床面積の合計は300㎡以下とされている。ただし、屋内給油取扱所については、開口部のない耐火構造の床又は壁で給油取扱所の用に供する部分と区画すること等により、300㎡を超える建築物を設けることが可能。



	給油取扱所の用に供する建築物	給油取扱所の用に供する建築物 + その他の建築物
屋外給油取扱所	○	×
屋内給油取扱所	○	○

※ 屋内給油取扱所には、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とするとともに、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画すること等により、給油取扱所の用に供する建築物のほか、その他の建築物を設けることができる。



屋内給油取扱所の基準等を参考に、屋外給油取扱所に給油取扱所の用に供さない建築物を設ける場合の安全対策を検討してはどうか

1 給油取扱所に建築物を設ける場合の区分の整理

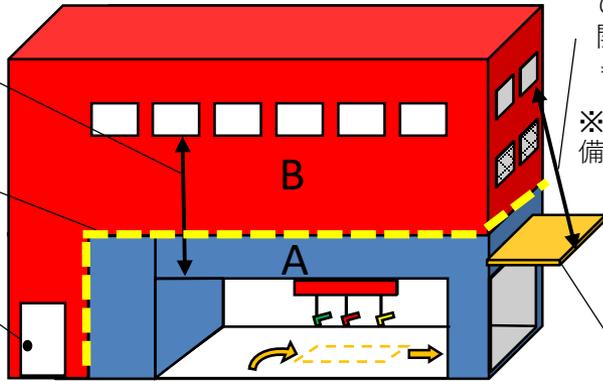
- A 給油取扱所の用に供する建築物
- B 給油取扱所の用に供さない建築物

屋内給油取扱所に給油取扱所の用に供さない建築物を設ける場合

7 m以上の場合は
ひさし等不要

開口部のない
耐火構造の
床又は壁で区画

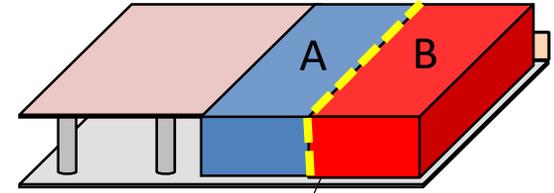
給油取扱所の用に
供する部分を通ら
ずに入出りできる
出入口を設ける必
要がある



ひさし等の先端から
開口部までの距離
= (7m-ひさし等の長さ)

※はめごろし戸である防火設
備を設けた開口部等を除く

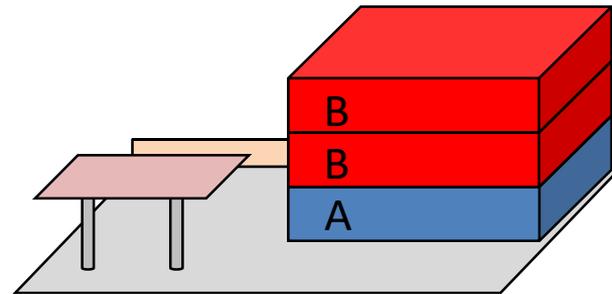
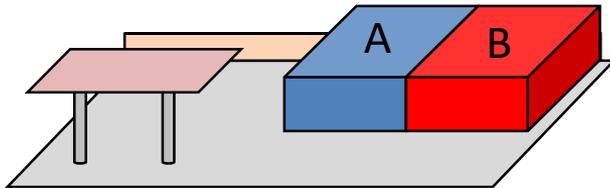
ひさし等
(1.5m以上の張り出し)



開口部のない耐火構造の
床又は壁で区画

屋内給油取扱所と耐火構造で区画された部分に給油取扱所の
用に供さない建築物を設けることができる

屋外給油取扱所に給油取扱所の用に供さない建築物を設ける場合



今回の検討

2 給油取扱所に給油取扱所の用に供さない建築物を設ける場合の具体例

屋内給油取扱所（上部に上階がない場合）

A 給油取扱所の用に供する部分

B 給油取扱所の用に供さない建築物

- ・壁、柱、床、はり及び屋根は耐火構造
- ・上階がない場合、屋根は不燃材料でも可

開口部のない耐火構造の床又は壁で区画

ひさし等不要

【検討項目】

そで壁(0.5m以上の張り出し)
の必要の有無

※開口部相互間の距離が0.9m
以上である場合を除く等の措
置についても併せて検討

防火設備

壁、柱、床及び
はり耐火構造

給油取扱所の用に供する部分
を通らずに出入りできる出入
口を設ける必要がある

【検討項目】

直接給油取扱所の敷地外に避難する
ことのできる出入口の必要の有無

防火扉不要

(自動車等の出入りする側であるため)

可燃性の蒸気が滞留するおそれ
のある穴、くぼみ等を設けない

【検討項目】

防火設備や給油空地等からの
距離の規制について検討

Aについて

- ・(6)項は設置不可
- ・(2)項ニ、(5)項イ及び(9)項イに掲げる用途に供する部分は警報設備を設置

Bについて

- ・(6)項は設置不可
- ・消防用設備等は一般の防火対象物と同等に消防法第17条に基づく消防用設備等を設ける
- ・合計床面積、高さ、階数等の制限はなし

2 給油取扱所に給油取扱所の用に供さない建築物を設ける場合の具体例

屋外給油取扱所（上部に上階がない場合）

A 給油取扱所の用に供する部分 B 給油取扱所の用に供さない建築物

- ・壁、柱、床、はり及び屋根は耐火構造
- ・上階がない場合、屋根は不燃材料でも可

開口部のない耐火構造の床又は壁で区画

可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けない

防火設備

【検討項目】

そで壁(0.5m以上の張り出し)の必要の有無
※開口部相互間の距離が0.9m以上である場合を除く等の措置についても併せて検討

【検討項目】

直接給油取扱所の敷地外に避難することのできる出入口の必要の有無

壁、柱、床及びはりは耐火構造

【検討項目】

防火設備や給油空地等からの距離の規制について検討

Aについて

- ・(6)項は設置不可
- ・(2)項ニ、(5)項イ及び(9)項イに掲げる用途に供する部分は警報設備を設置

Bについて

- ・(6)項は設置不可
- ・消防用設備等は一般の防火対象物と同等に消防法第17条に基づく消防用設備等を設ける
- ・合計床面積、高さ、階数等の制限はなし

2 給油取扱所に給油取扱所の用に供さない建築物を設ける場合の具体例

屋外給油取扱所（上部に上階がある場合）

A 給油取扱所の用に供する部分

B 給油取扱所の用に供さない建築物

開口部のない耐火構造の床又は壁で区画

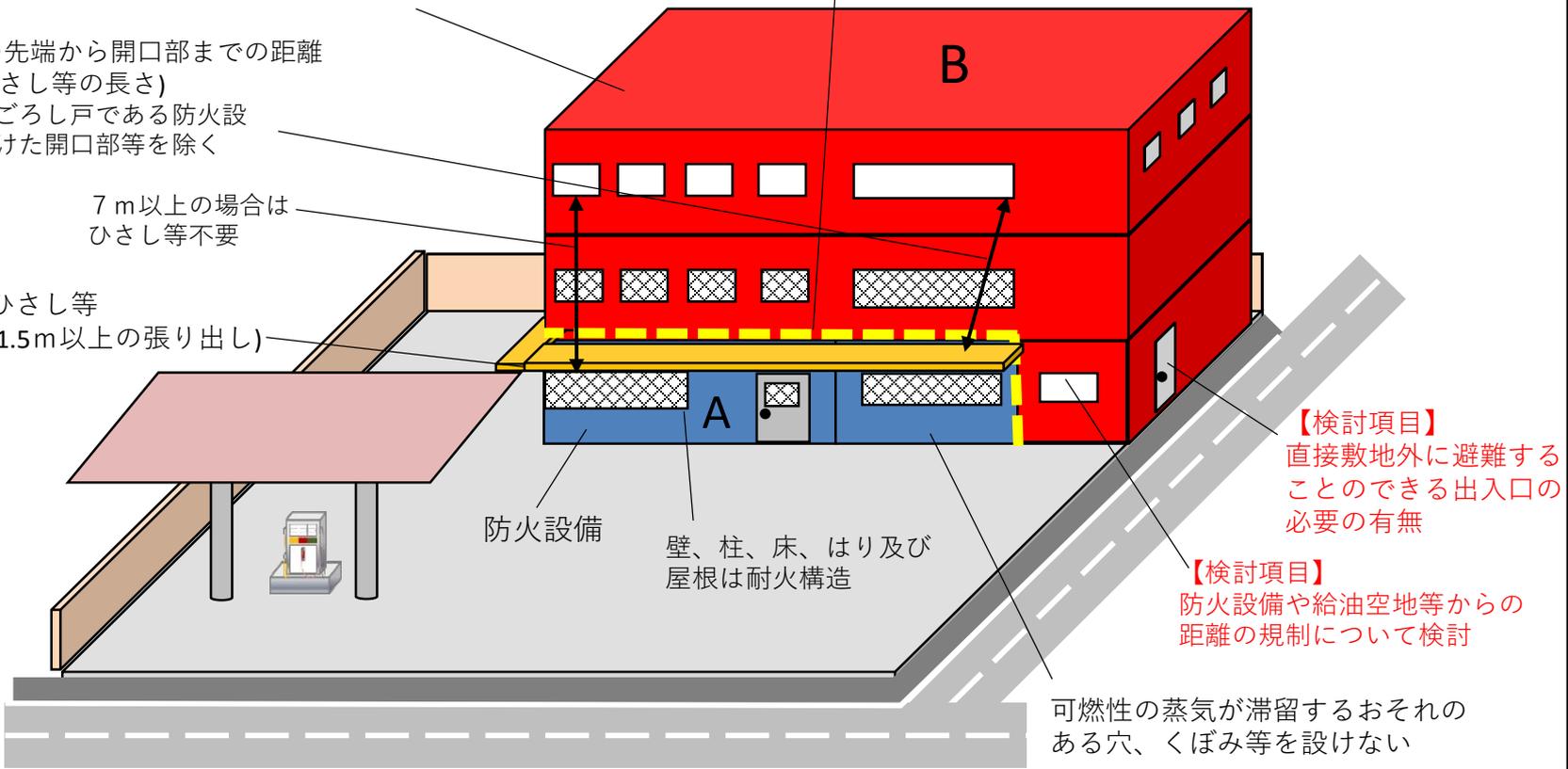
壁、柱、床及びはりは耐火構造

ひさし等の先端から開口部までの距離
= (7m-ひさし等の長さ)

※はめごろし戸である防火設備を設けた開口部等を除く

7 m以上の場合は
ひさし等不要

ひさし等
(1.5m以上の張り出し)



Aについて

- ・(6)項は設置不可
- ・(2)項ニ、(5)項イ、(9)項イ、(13)項ロ及び(17)項に掲げる用途に供する部分には警報設備を設置

Bについて

- ・(6)項は設置不可
- ・消防用設備等は一般の防火対象物と同等に消防法第17条に基づく消防用設備等を設ける
- ・合計床面積、高さ、階数等の制限はなし